附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第四十九条及び第九十五条の五の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

第三条　新財務諸表等規則第二百二条の二及び第三百五条の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る第一種中間財務諸表又は第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る第一種中間財務諸表又は第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第三十七条及び第六十五条の規定は、令和八年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。

第五条　新連結財務諸表規則第百七十五条の二及び第二百八十七条の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託の受益者から除かれる者に係る契約） **第三条**　令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託に係る信託契約 八　［略］	（信託の受益者から除かれる者に係る契約） **第三条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約 八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。